

平成 2 8 年

大 東 市 議 会

開 会 議 会 議 案

提 出

平成 2 8 年 5 月 1 8 日

## も く じ

報告第 2 号	大東市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について -----	1
報告第 3 号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について -----	6
議案第 3 6 号	平成 2 8 年度大東市一般会計補正予算 (第 1 次) について -----	9
議案第 3 7 号	平成 2 8 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 次) について -----	1 9
議案第 3 8 号	大東市副市長の選任について -----	2 8
議案第 3 9 号	大東市公平委員会委員の選任について -----	2 9
議案第 4 0 号	大東市公平委員会委員の選任について -----	3 0
議案第 4 1 号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について -----	3 1

報告第2号

大東市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

大東市市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成28年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が、平成28年3月31日付けで公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

# 大東市市税条例等の一部を改正する条例

平成28年3月31日

条例第16号

(大東市市税条例の一部改正)

第1条 大東市市税条例(平成3年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項第1号中「または名称、住所もしくは居所または事務所もしくは事業所の所在地および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)または法人番号」を「および住所または居所(法人にあっては、名称、事務所または事業所の所在地および法人番号)」に改める。

第56条中「または第12号の固定資産」を「もしくは第12号の固定資産または同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に改める。

第59条中「または第12号」を「、第12号または第16号」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)または」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号または」を削る。

第141条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「または第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項または第34項」に改める。

付則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。

付則第10条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項

とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「および令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

付則第20条の2の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

第20条の3 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。

付則第21条から第24条まで、第24条の3および第25条中「第20項」を「第19項」に改める。

付則第28条中「もしくは第42項」を「、第42項もしくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(大東市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大東市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第22号)の一部を次のように改正する。

付則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の

2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項および」を「同項、第5項および前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項および」を「同項、第5項および前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項および」を「同項、第5項および前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、または改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以

後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例付則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例付則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例付則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例付則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋および償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例付則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅または同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第20条の3の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

報告第3号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成28年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が、平成28年3月31日付けで公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。



# 大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成28年3月31日

条例第17号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

第24条の3第2項第1号中「、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」を「および住所」に改める。

## 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市国民健康保険税条例第23条の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第36号

平成28年度大東市一般会計補正予算（第1次）について

平成28年度大東市の一般会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,697千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,927,547千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰入金		千円 981,123	千円 3,697	千円 984,820
	1 基金繰入金	605,524	3,697	609,221
歳入合計		41,923,850	3,697	41,927,547

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 消防費		千円 1,350,933	千円 3,697	千円 1,354,630
	1 消防費	1,350,933	3,697	1,354,630
歳出合計		41,923,850	3,697	41,927,547

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
13 繰入金	千円 981,123	千円 3,697	千円 984,820
歳入合計	41,923,850	3,697	41,927,547

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
8 消防費	千円 1,350,933	千円 3,697	千円 1,354,630
歳出合計	41,923,850	3,697	41,927,547

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国府支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	3,697
0	0	0	3,697

## 2 歳 入

### (款) 13 繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 13 繰入金	981,123	3,697	984,820
1 基金繰入金	605,524	3,697	609,221
1 財政調整基金繰入金	0	3,697	3,697



(単位：千円)

(項) 1 基金繰入金

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	3,697	1 財政調整基金繰入金	3,697

(項) 1 基金繰入金

### 3 歳 出

#### (款) 8 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 8 消防費	1,350,933	3,697	1,354,630
1 消防費	1,350,933	3,697	1,354,630
4 災害対策費	57,207	3,697	60,904

## (項) 1 消防費

(単位：千円)

節		補正額の財源内訳			
区分	金額	特定財源			一般財源
		国府支出金	地方債	その他	
					3,697
					3,697
					3,697
26 寄付金	3,697	<概要>			
		026 熊本地震義援金			3,697
		寄付金			3,697

(項) 1 消防費



議案第37号

平成28年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について

平成28年度大東市国民健康保険特別会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 930,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,443,306千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸収入		千円 116,098	千円 930,000	千円 1,046,098
	3 雑入	111,096	930,000	1,041,096
歳入合計		18,513,306	930,000	19,443,306

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 前年度繰上充用金		千円 0	千円 930,000	千円 930,000
	1 前年度繰上充用金	0	930,000	930,000
歳出合計		18,513,306	930,000	19,443,306

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
8 諸収入	千円 116,098	千円 930,000	千円 1,046,098
歳入合計	18,513,306	930,000	19,443,306

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
10 前年度繰上充用金	0	930,000	930,000
歳出合計	18,513,306	930,000	19,443,306



補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国府支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	930,000
0	0	0	930,000

## 2 歳 入

### (款) 8 諸収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 8 諸収入	116,098	930,000	1,046,098
3 雑入	111,096	930,000	1,041,096
7 雑入	100,084	930,000	1,030,084

(項) 3 雑入

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雑入	930,000	1 雑入 930,000

### 3 歳 出

#### (款) 10 前年度繰上充用金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 10 前年度繰上充用金	0	930,000	930,000
1 前年度繰上充用金	0	930,000	930,000
1 前年度繰上充用金	0	930,000	930,000

(項) 1 前年度繰上充用金

(単位：千円)

節		補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
区分	金額	国府支出金	地方債	その他	
					930,000
					930,000
					930,000
22 補償補填及び 賠償金	930,000	<概要> 010 前年度繰上充用金 補填金			930,000 930,000

(項) 1 前年度繰上充用金

議案第38号

大東市副市長の選任について

大東市副市長 西辻 勝弘氏の任期が、平成28年5月24日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成28年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

西 辻 勝 弘

生年月日



公 職 歴

昭和55年10月	大東市奉職
平成23年4月	市民生活部長
平成24年5月	～ 現在 副市長

議案第39号

大東市公平委員会委員の選任について

大東市公平委員会委員 間 昭夫氏の任期が、平成28年6月16日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

間 昭 夫

生年月日



公 職 歴

平成4年6月 ～ 現在 大東市公平委員会委員

議案第40号

大東市公平委員会委員の選任について

大東市公平委員会委員 木村 時夫氏の任期が、平成28年6月30日満了するにつき、その後任として、次の者を選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

中 岡 亘

生年月日



公 職 歴

昭和50年4月

大東市奉職

平成22年4月

教育委員会事務局学校教育部長

平成24年5月

総務部長

平成25年3月

大東市退職



議案第41号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国民健康保険税の課税額を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日

条例 第 号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第3条第1項中「100分の8.00」を「100分の8.10」に改める。

第5条第1号中「32,400円」を「33,900円」に改め、同条第2号中「16,200円」を「16,950円」に改め、同条第3号中「24,300円」を「25,425円」に改める。

第6条中「100分の3.24」を「100分の3.74」に改める。

第7条の2第1号中「6,720円」を「9,220円」に改め、同条第2号中「3,360円」を「4,610円」に改め、同条第3号中「5,040円」を「6,915円」に改める。

第8条中「100分の2.20」を「100分の2.80」に改める。

第9条中「15,320円」を「16,820円」に改める。

第23条中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第1号イ(7)中「22,680円」を「23,730円」に改め、同号イ(イ)中「11,340円」を「11,865円」に改め、同号イ(ウ)中「17,010円」を「17,798円」に改め、同号エ(7)中「4,704円」を「6,454円」に改め、同号エ(イ)中「2,352円」を「3,227円」に改め、同号エ(ウ)中「3,528円」を「4,841円」に改め、同号オ中「10,724円」を「11,774円」に改め、同条第2号イ(7)中「16,200円」を「16,950円」に改め、同号イ(イ)中「8,100円」を「8,475円」に改め、同号イ(ウ)中「12,150円」を「12,713円」に改め、同号エ(7)中「3,360円」を「4,610円」に改め、同号エ(イ)中「1,680

円」を「2, 305円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 520円」を「3, 458円」に改め、同号オ中「7, 660円」を「8, 410円」に改め、同条第3号イ(7)中「6, 480円」を「6, 780円」に改め、同号イ(イ)中「3, 240円」を「3, 390円」に改め、同号イ(ウ)中「4, 860円」を「5, 085円」に改め、同号エ(7)中「1, 344円」を「1, 844円」に改め、同号エ(イ)中「672円」を「922円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 008円」を「1, 383円」に改め、同号オ中「3, 064円」を「3, 364円」に改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

印刷物番号

28-13